

FCC 向け EMC 試験所 に係る認定を受けるための補足手順

JAB RL216:2017 第3版

制定日 第3版 : 2017年 6月 1日

第1版 : 2007年 04月 01日

公益財団法人 日本適合性認定協会

FCC向けEMC試験所に係る認定を受けるための補足手順

1. 適用範囲

本文書は、JIS Q 17025 :2005 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準拠した試験所が、米国連邦通信委員会（以下「FCC」という。）規則 § 2.948 で規定される認定試験所になるために IT 機器及び ISM 機器の適合性評価結果受け入れに関して米国政府から日本政府に対して発出された書簡に基づいて FCC に通知されることを希望する場合（以下「FCC 向け EMC 試験所」という。）に試験所として適格であることの審査を公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という。）から受ける場合に遵守しなければならない要求事項を、JAB RL200 の補足手順として定めるものである。

2. 引用文書

JIS Q 17025 :2005 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」

JAB RL200 認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関）

IT 機器及び ISM 機器の適合性評価結果受け入れに関して米国政府から日本政府に対して発出された書簡(2007年2月16日署名) (内容については総務省にお問い合わせ下さい。)

FCC 技術文書 KDB 974614 「認定試験所プログラム 役割と責任」 (ACCREDITED TESTING LABORATORY PROGRAM ROLES AND RESPONSIBILITIES)

3. FCC 向け EMC 試験所に係る認定を受けるための補足手順

3.1 FCC 向け EMC 試験所は、FCC 技術文書 KDB 974614 附属書 A 表 A1 の左欄の Scope 単位に該当するものを選択し、選択した Scope の全部を認定範囲に含んでいなければならない。 に 応じ また、 選択した Scope の 同表 中欄 で 規定 される 試験 方法 規格 は、 年号 を 含 めて 全部 認定 証 に 記載 されて い な け れ ば な ら な い 。 該 当 す る Scope に お け る 測定 上限 周波 数 も 認定 証 に 記載 されて い な け れ ば な ら な い 。 を 認定 範囲 に 含 ん で い な け れ ば な ら な い 。

3.2 FCC 向け EMC 試験所に係る認定を希望する場合は認定申請書にその旨付記しなければならない。

3.3 FCC 向け EMC 試験所に係る認定の有効期間は、2年間とする。

3.4 JAB RL200 5.9 項の規定にかかわらず、FCC 向け EMC 試験所に対する定期サーベイランスは初回認定後1回のみ行い、更新認定後は行わない。

3.5 審査の際に使用される FCC 技術審査チェックリストは FCC へ送付され、その後公開されることがある。これについて本協会は守秘義務を負わない。

以上

改定履歴

様式番号 JAB NF01

改定 番号	改 定 内 容	改定日	作成者	検討者	承認者
0	新規制定	07-04-01	佐々波	国天	第34回試験所技術委員会

様式番号 JAB NF18 REV.0

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
2	守秘義務除外事項を規定した他、FCC規則改正に対応	2017-06-01	PM(電気試験)	試験所技術委員会
3	<u>認定証表記及び認定範囲についてFCCの要求事項を反映</u>	<u>2017-12-01</u>	<u>PM(電気試験)</u>	<u>試験所技術委員会</u>